

宅地建物取引業変更届出について

○ 変更の届出

茨城県知事の免許を現に有する者で、次の事項に変更があった場合、宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書（様式第3号の4）により、変更があった日から30日以内に届け出て下さい。

なお、郵送による提出の場合は、必ず副本返却用の封筒に必要な切手を貼付し同封して下さい。

《変更の届出が必要な事項》

- ①商号又は名称 ②代表者又は個人 ③役員
④事務所 ⑤政令第2条の2で定める使用人 ⑥専任の宅地建物取引士

提出部数および提出先

部 数	提 出 先
正本1部、副本1部	茨城県土木部都市局建築指導課 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

受 付	月曜から金曜（祝日を除く）	午前9時～11時30分	午後1時～4時30分
-----	---------------	-------------	------------

届出の事項および届出書に添付する書類については、「宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書類一覧」のとおりです。

○ 従事者名簿変更の届出

従事者の変更のみで専任の宅地建物取引士の設置数に影響がない場合、従事者名簿変更の届出は不要です。（例：専任の宅地建物取引士が1名の場合、従事者が5名までの変更であれば届出は不要です。）

専任の宅地建物取引士の数（従事者5名に1名以上）が不足し補充した場合は、宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書により届け出て下さい。

なお、従事者名簿変更の届出は不要であっても、従業者証明書の携帯、従業者名簿の整備、専任の宅地建物取引士の設置数については、宅地建物取引業者において十分な管理運営をお願いいたします。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

次に掲げる事項について変更があった場合には、30日以内に所定の様式により関係書類を添えて**2部**届け出ること。

(法人)

変更事項 変更に伴う提出書類	商号 又は 名称	主たる 事務所	代 表 者		役 員		政 令 使 用 人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更				従たる事務所					
			就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任	代 表 者	役 員	政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	設置			名 称	所 在 地	廃 止
															政 令 使 用 人	専任の宅地建物取引士	事 務 所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○	○																	
誓約書			○		○		○							○						
身分証明書			①		①		①		①					①	①					
登記されていないことの証明書			①		①		①		①					①	①					
戸籍抄本											○	○	○	○						
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	②	②	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○				
専任の宅地建物取引士設置証明書									○	○					○					
事務所を使用する権原に関する書面		○															○		○	
案内図		○															○		○	
事務所の写真(内・外)		○															○		○	
略歴書			○		○		○		○					○	○					
現状申告書									③								③			
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○	○						○	○					④	④	④
(営業保証金供託業者) 営業保証金供託届出書及び営業保証金供託所の写し																		○		
(保証協会加入業者) 弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し																		○		

(注) ①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内(3か月)に提出している場合は、省略しても差し支えありません。
 ※ただし、大臣免許業者はこの限りではありませんので、その都度、身分証明書・登記されていないことの証明書を添付してください。②宅地建物取引業に従事する場合(就任)、従事しない場合(退任)については必要です。③大臣免許業者は、不要です。④支店登記した(していた)場合は、必要です。

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書類一覧

次に掲げる事項について変更があった場合には、30日以内に所定の様式により関係書類を添えて**2部**届け出ること。

(個人)

変更事項 変更に伴う提出書類	商号 又は 名称	主たる 事務所	政令 使用人		専任の宅地建物取引士		氏名の変更			従たる事務所					
			就任	退任	就任	退任	代 表 者	政 令 使 用 人	専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士	設置			名 称	所 在 地	廃 止
										政 令 使 用 人	専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士	事 務 所			
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
免許証書換え交付申請書	○	○						○							
誓約書			○							○					
身分証明書			①		①					①	①				
登記されていないことの証明書			①		①					①	①				
戸籍抄本								○	○	○					
宅地建物取引業に従事する者の名簿			○	○	○	○	○	○	○	○	○				
専任の宅地建物取引士設置証明書					○	○					○				
事務所を使用する権原に関する書面		○										○		○	
案内図		○										○		○	
事務所の写真(内・外)		○										○		○	
略歴書			○		○					○	○				
現状申告書					②						②				
(営業保証金供託業者) 営業保証金供託届出書及び営業保証金供託所の写し												○			
(保証協会加入業者) 弁済業務保証金の供託済証明書の写し及び正会員名簿の写し												○			

(注) ①業者として、従前に身分証明書・登記されていないことの証明書を証明書有効期間内(3か月)に提出している場合は、省略しても差し支えありません。

※ただし、大臣免許業者はこの限りではありませんので、その都度、身分証明書・登記されていないことの証明書を添付してください。

②大臣免許業者は、不要です

